

加速する遺伝子組み換え作物の自由

GATT ウルグアイ・ラウンド以降、農業や食料も他の鉱工業生産品と同様に扱うことを目的に、国際的な貿易ルールが作られるようになった。そして 1996 年頃から、食料輸出国の筆頭である米国やカナダではコスト削減による生産性向上を目指し、特定の除草剤をかけても枯れない遺伝子を組み込んだり、殺虫毒素を持つ微生物の遺伝子を組み込んだりした遺伝子組み換え作物を世界に流通させることを始めた。現在、日本国内で認められ大量に輸入されている遺伝子組み換え食品は、大豆、とうもろこし、綿、菜種、ジャガイモ、テンサイの 6 種で、どれもその殆どが表示のないまま私達の日常の食卓に上がっている。食品としての安全性は不確実で、免疫力低下や、アレルギーの原因にな

“守る権利”か“貿易障壁”か？

SPS 協定は、食料の安全とその基準作りをしてきた。SPS 協定によって、WTO 加盟国は倫理的観点あるいは消費者への配慮といった理由だけで農産物とそれに関わる製品の輸入規制をすることは、事実上禁止されている。SPS 協定においては、何らかの貿易規制を導入しようとする国が、自ら危険性を科学的に実証して初めて規制措置を行えるのである。一方、WTO は加盟国に対して、米国系の多国籍企業が意思決定に大きく影響力を持つコーデックス委員会が定めた農産物の国際規格を加盟国の農産物に対して採用するよう奨励し、その決定を強制力のあるものに変えてきた。これらの国際規格も SPS の原則同様、科学的な実証がない限り貿易（輸入）規制措置は行えない。つまり、遺

遺伝子組み換え食品とWTO

食の安全を願う私たちの想いとWTOのルールが衝突する？

るとの懸念もある。また、食べ続けることによって腸内細菌が抗生物質耐性になる危険があり、病気で抗生物質を飲んでも効かなくなる可能性が出てくる危険性もある。

WTO 体制の成立により、それまで各国まちまちであった遺伝子組み換え食品の輸出入に関して、国際的な取り決めが作られることになった。WTO の中には「衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）」と「貿易の技術的障壁に関する協定（TBT 協定）」により、強い強制力をもって、各国の輸出入の基準に変更を求めてきた。WTO の率先した遺伝子組み換え作物の自由化は、多国籍企業による農業支配と、遺伝子組み換え作物の移動・拡散による生態系破壊を防ぐための国際取引を規制しようとする動きを阻むものであり、WTO 加盟国が公共の健康を保護する政策を阻止するものである。

伝子組み換え作物を輸入制限することを、遺伝子組み換え作物が人体へ何らかの悪影響を与えるという科学的な証拠がないとして貿易障壁とみなし、WTO 加盟国が遺伝子組み換え作物の輸入規制を行うことを不当なものとしてきたということだ。

組み換え作物は実質的に同等？

TBT 協定は、WTO の中で、農作物や鉱工業製品の貿易上障害となりうる各国の技術的な基準を取り除く役割を持っている。この TBT 協定により、農産物の貿易において、その生産過程や生産方法（PPMs）の違いによる輸入規制認められていない。また、遺伝子組み換え作物は、組み換えられていない農産物と実質的に同等だと見なされている。つまり、TBT 協定は遺伝子組み換え作物の表示を禁止はしていないが、表示による輸入規制を行うことを禁止し、表示の義務も求めている。したがって、未だに多くの国では、消費者が遺伝子組み換えの食品かどうかを判断することが難

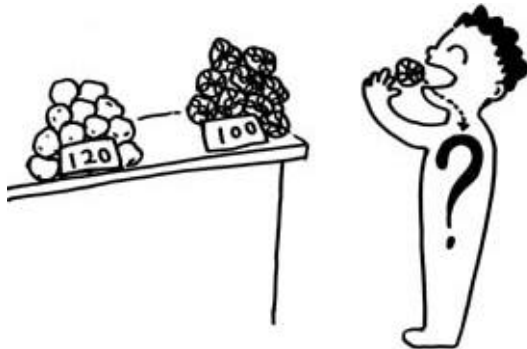
しい。

TRIPs 協定との関係

現在、WTO の TRIPs 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）において、生物は特許の対象から外すべきだとする途上国の要求は受け入れられておらず、生物多様性条約やカタルヘナ議定書との整合性についても明確化されていない。これは、バイオ企業が、途上国固有の種子を活用した組み換え遺伝子に特許をかけ、自家採種や種子の保存を特許侵害として訴えることを容認している。

遺伝子組み換えをめぐる紛争解決

現在、遺伝子組み換え作物の貿易自由化を推す米国と、健康・環境に関する問題が懸念され、また、その安全性が保障されていないとして遺伝子組み換えの自由化に反対する EU とが、大きく対立している。そして 2003 年 5 月 13 日、米国は、EU の遺伝子組み換え作物規制が科学的根拠に基づいたものではないとして、WTO 紛争解決パネルへ提訴した。



WTO 紛争解決パネルによる過去の農産物関連の決定では、SPS 協定第 5 条にある予防原則において、WTO 加盟国に科学的な証拠がない場合でも、その安全性、または、欠陥を立証するために猶予期間として、農産物の一時的な輸入規制を認めている。1989 年に EU はこの予防原則に則って、米国からのホルモン牛肉の輸入規制を試みた。WTO の紛争解決パネルは EU に対して、SPS 協定の予防原則を適用する場合でも、危険性を証明する何らかの科学的根拠が必要だと勧告した。この勧告は遺伝子組み換え作物に関して、科学的に危険性が立証されていないものは認可すべきという、米国やバイオ企業の意向を支持するもの

である。これに対して、EU は遺伝子組み換え作物についても、その安全性の審査の基本を予防原則に置くべきだとしている。それは、科学的に危険だと立証されたときには手遅れになる可能性が強いからである。

WTO による遺伝子組み換え作物の扱いは、SPS 協定、TBT 協定、TRIPs 協定や紛争解決パネルにより、偏った科学認識のもと私たちの食料安全保障や食料主権、そして環境を脅かしていることを明確に示した。今後、遺伝子組み換え作物の自由化が促進されることにより、巨大なバイオ企業による不当に安い遺伝子組み換え作物に対抗できない小農民の生活が、更に脅かされることになる（特に国内政策による農業の助成が受けられない 50～80%が農業人口の途上国において、農業人口のほとんどが小農民であることに留意しなくてはならない）。それは、WTO による貿易自由化の名のもとに、多国籍企業による食料の供給システムの独占支配を一層促進させ、貧困解決はおろか、経済格差をますます拡大させることになるだろう。

参考文献；

“The Attack on GM Labelling”, 2002, The World and the World Food System: a trade union approach, International Union of Food, Agricultural, Hotel, Restaurant, Catering, Tobacco and Allied Worker's Associations

河田昌東, 『転換期の遺伝子組み換え作物：ますます深刻になる健康と環境への安全性』, 『いらない！遺伝子組み換え食品全国集会』, 2003 年

古賀真子, 『“コーデックス NGO 行動への参加を！”消費者レポート』, 『日本消費者連盟』, 2003 年

“Sale of the Century? ---People's Food Sovereignty: Part1- the implications of current trade negotiations”, 2001, Friends of the Earth,

“GM Trade War Looms: How will the World Trade Organization handle the US/EU food dispute?”, 2003, Friends of the Earth

リチャード・マクナマラ, 『“「とも食い」というテロリズム” バングラ・シヴァの眼 V』, 2002 年, 週刊金曜日